

龍ヶ崎市広報紙『りゅうほー』 広告掲載 ご提案書

本資料のお問い合わせ

部署名	龍ヶ崎市総合政策部秘書広聴課 広報・プロモーショングループ
電話	0297-64-1111(内線:370)
メール	koho@city.ryugasaki.lg.jp

本資料の情報は令和7年2月10日現在で作成しています

予告なく変更される場合がありますので、
広告掲載を希望される企業様は、事前にお問い合わせください

ご提案の背景と目的

龍ヶ崎市では、地元産業の振興と財源確保を目的として、市広報紙『りゅうほー』への広告掲載を平成15年度から募集しています。

本提案では、『りゅうほー』への広告掲載をきっかけに、**貴社自体の認知はもとより、商品・サービス・イベントなどを効果的にPRし、地域住民への認知度向上とイメージアップ、さらには売上増に繋げることを目的**としています。

市広報紙『りゅうほー』の概要

名称	発行回数	発行部数	配布方法
広報龍ヶ崎 『りゅうほー』	月2回 毎月第1月曜日・ 第3月曜日発行 【広告掲載可能】 後半号のみ (第3月曜日発行)	32,100部	市内全戸に ポスティング配布

※令和7年6月以降、発行回数が月1回(第1月曜日／1月号のみ第3月曜日)に変更となりますのでご注意ください。



広報龍ヶ崎『りゅうほー』の魅力



市内全世帯配布で
高い到達率

市内の全世帯(約32,000部)に月1回(広告掲載号)第3月曜日から木曜日にかけ、全戸ポスティングで配布され、地域住民へのリーチ率が高いです。



市広報紙ならではの
信頼性

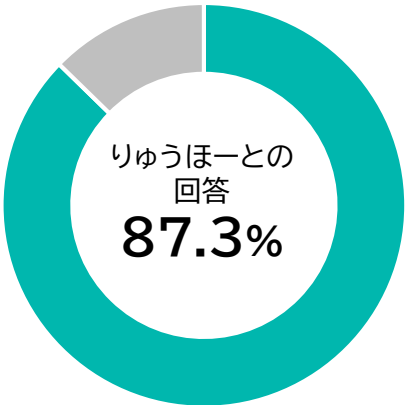
市公式の広報紙であるため、読者からの信頼性が高いのが、魅力の一つ。平成15年から続く事業のため、広告に対する拒否感が少ないのも特徴です。



多様なターゲットへ
アプローチ

広く地域住民に情報を届けられるのは、市広報紙ならではの特徴。そのため、老若男女問わず、幅広い層へのアプローチが可能です。

Q 市役所の情報を何で得ていますか



※ R6龍ヶ崎市まちづくり市民アンケート

年代	第1位		第2位		第3位	
18～19歳	りゅうほー	56.5	市HP	21.7	市公式LINE	13
20～24歳	りゅうほー	87.3	市公式LINE	34.9	市公式HP	25.4
25～29歳	りゅうほー	70	市公式LINE	40	防災無線	21.3
30～34歳	りゅうほー	88.7	市公式LINE	45.1	市公式HP	29.6
35～39歳	りゅうほー	81	市公式LINE	47.6	市公式HP	27.4
40～44歳	りゅうほー	80.6	市公式LINE	39.8	メール配信サービス	20.4
45～49歳	りゅうほー	86.2	市公式LINE	53.7	市公式HP	35
50～54歳	りゅうほー	87.5	市公式LINE	47.5	市公式HP	37.5
55～59歳	りゅうほー	84.8	市公式LINE	53.8	市公式HP	41.4
60～64歳	りゅうほー	92.7	市公式LINE	37.1	市公式HP	31.8
65～69歳	りゅうほー	93.2	市公式LINE	42.6	市公式HP	33.8
70歳以上	りゅうほー	93.5	防災無線	31.8	市公式LINE	29



掲載概要と料金

広告掲載できる企業

市内に住所又は事業所を有する企業等
(龍ヶ崎市内に出店を予定している企業等を含む。)

広告掲載できる期間

年度内で1ヵ月から12ヵ月まで選ぶことが可能
(お試しやイベントがある月の1ヵ月のみも可能！)

種類	掲載位置	規格	広告料	募集状況
広報龍ヶ崎 『りゅうほー』 【2色刷り】	後半号 (第3月曜日発行)	下面通し (42mm×170mm)	26,190円/月	募集中
	※令和7年6月以降 第1月曜日発行 (1月号のみ第3月曜日)	下面2分の1 (42mm×83mm)	15,710円/月	募集中



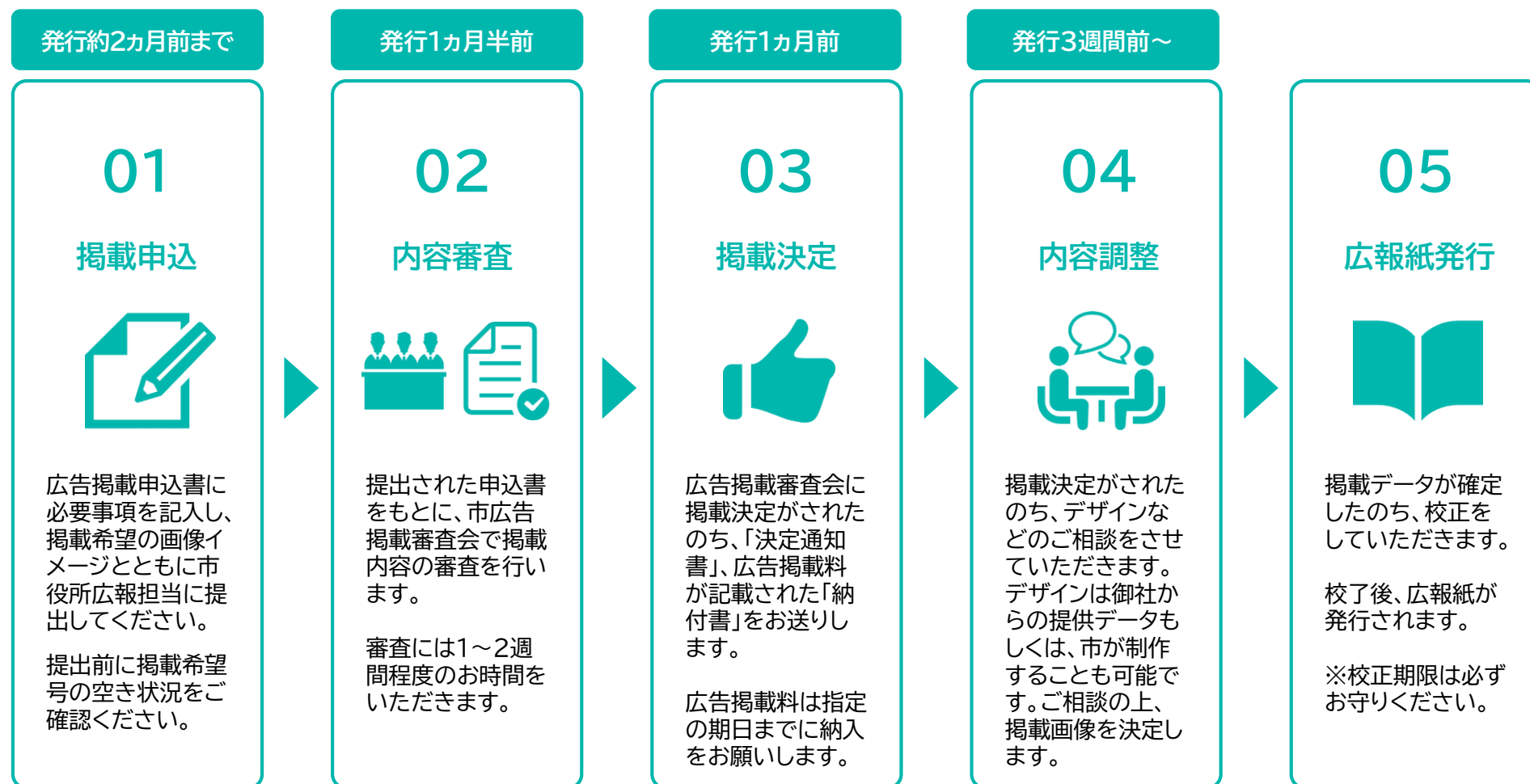
掲載できない
広告

- (1) 法令の規定に違反する広告
- (2) 当市の信用若しくは品位を害し、又は業務遂行に支障を及ぼすおそれのある広告
- (3) 政治、経済、社会、宗教等に関する主義又は主張に関する広告
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に関する広告又はこれらの従業員等の募集に関する広告
- (5) 求縁又は男女の交際若しくは通信等に関する広告
- (6) 詐欺的その他正当な取引とは認められない取引に関する広告
- (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められる広告
- (8) 個人の氏名を宣伝する広告
- (9) 貸金業に関する広告
- (10) 善良の風俗又は正常な商習慣を害する表現のある次のような広告
広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの／風紀上好ましくないとされるもの／暴力、脅迫その他の犯罪行為を誘発するおそれのあるもの／自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は引き合いに出すもの／虚偽、誇大又はまぎらわしい等により利用者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの／他人の名誉を傷つけ、又は他人に不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (11) その他公益上支障があると認められる広告

重要なお願い

各種業界団体や協議会が広告掲載ガイドライン等を定めている場合は、順守してください。

掲載までの一般的な流れ



令和7年度のスケジュール（※スケジュールは令和7年2月10日現在の情報であり、前後する場合があります）

発行号	発行日	掲載料納入期限 (発行約25日前)※4月除く	申込期限 (発行約60日前)
4月後半号	4月21日	4月18日	3月19日
5月後半号	5月19日	4月30日	3月28日
6月号	6月2日	5月15日	4月25日
7月号	7月7日	6月13日	5月9日
8月号	8月4日	7月11日	6月6日
9月号	9月1日	8月8日	7月4日
10月号	10月6日	9月12日	8月8日
11月号	11月3日	10月10日	9月5日
12月号	12月1日	11月6日	10月3日
1月号	1月19日	12月26日	11月21日
2月号	2月2日	1月9日	12月5日
3月号	3月2日	2月6日	1月5日

龍ヶ崎市広報紙『りゅうほー』広告掲載 ご提案書【活用事例のご紹介①】

定期的な掲載

12月の無料相談

12月5日(木) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月11日(木) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月18日(木) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月25日(木) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月2日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月9日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月16日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月23日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月30日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月6日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月13日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月20日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月27日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月3日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月10日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月24日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月31日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月7日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月14日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月21日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月28日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月4日(日) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月11日(日) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月18日(日) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月25日(日) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月1日(月) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月8日(月) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月15日(月) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月22日(月) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月29日(月) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月の有料相談

12月5日(木) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月11日(木) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月18日(木) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月25日(木) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月2日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月9日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月16日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月23日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月30日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月6日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月13日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月20日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月27日(金) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月3日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月10日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月24日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月31日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月7日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月14日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月21日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月28日(土) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月4日(日) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月11日(日) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月18日(日) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月25日(日) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月1日(月) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月8日(月) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月15日(月) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室
12月22日(月) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

12月29日(月) 午前10時～午後3時
市役所2階 第3会議室

2 下面2分の1

相親・遺言・登記・生前対策

お気軽にご相談ください 相談無料・受取約

平日土日祝日対応 午前9時～午後9時

たつのこ司法書事務所

龍ヶ崎市 相親・遺言・登記

080-2143-5470

龍ヶ崎市 相親・遺言・登記

0120-41-0983

お申込み時に、「1か月単位」で掲載期間を選ぶことが可能です。

定期的に掲載をされる企業様も多くいらっしゃいます。

こんな時はご相談ください

- 奇数月は「下面通し」、偶数月は「下面2分の1」で掲載したい
- 掲載号によって、広告のデザインを変えたい

イベントでのスポット活用

[illegible]

イベントにあわせ、スポットで広告を掲載することが可能です。

◆カガミクリスタル様の事例

カガミクリスタル アウトレットセール
12月14日(土)・15日(日) 9時～15時
カガミクリスタルのアウトレット品を **大特価** でご提供致します！
※12/15(日)限定、抽選会開催！ ※写真はイメージです。
※セールについての詳しい情報は、12月初旬にKAGAMI HP で掲載します。
【TEL】0297-64-7111 【会場】 龍ヶ崎市向陽台4丁目5番地 カガミクリスタル 本社・工場

12月に開催される「アウトレットセール」にあわせ、市内からの来場者アップのため、告知に活用。

イベント開催前に発行される、11月後半号にスポットで掲載。



イベントなどのスポットで掲載を希望される企業様は、**できる限り開催日の3か月前にはご相談いただけますと幸いです。**